

消費者信用法制における少額・短期間 与信の位置づけとキャッシュレス決済

谷 本 圭 子*

目 次

はじめに

I. キャッシュレス決済とポストペイサービス

1. キャッシュレス決済の推進
2. ホストペイサービスの位置づけ
3. 検 討

II. 2020年割賦販売法改正

1. 改正過程
2. 改正内容
3. 検 討

III. 消費者信用契約における民事的権利の認容

1. 抗弁の対抗
2. 既払金の返還請求
3. 検 討

IV. 少額・短期間与信の位置づけ

1. 2月内後払い
2. 新たな後払い決済サービス
3. 少 額 与 信
4. 検 討

V. EU法の動向

1. EU 2008年消費者信用指令（2008/48/EC）
2. 2008年指令の評価
3. 2021年指令提案

おわりに

* たにもと・けいこ 立命館大学法学部教授

はじめに

日本における消費者信用法の支柱をなしているのが、貸金業法と割賦販売法である。多重債務問題への対応のため、2006年には貸金業法のみならず利息制限法と出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律を抜本的に改正する法律が成立し2010年に完全施行された¹⁾。他方、販売与信に関しては、割賦販売法の数度にわたる改正により、抗弁対抗及び既払金返還に関する規定や悪質加盟店への対応が実現されてきた²⁾。しかし、消費者信用をめぐる問題が全て解決されたわけではなく、また、近年新たな動向が生じているため、いまだ検討及び法的対応を要する課題は山積している。

その一端を2020年の割賦販売法改正法の成立過程において垣間見ることができよう。キャッシュレス社会実現という政府方針の下、「信用供与」よりも「キャッシュレス決済」に焦点が当てられる傾向にあり、「プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスなサービス」の推進が目指されている。もっとも、ポストペイは「信用供与取引」に基づいており、これに特有の問題が生じることは世界中で、また日本国内においても認識されてきたのであり、だからこそ貸金業法や割賦販売法が特別の規制を敷いてきたことは周知の通りである。

一方で、ポストペイについては、多様な事業者を介して多様な形態で信用供与が行われていて、これらの形態を日本の消費者信用法制は補捉しきれていない。

以上の現状を踏まえた上で、本稿においては、最近の立法動向を検討し

1) 「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成18年法律第115号)。

2) 近年の主な改正として、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」(平成20年法律第74号)、「割賦販売法の一部を改正する法律」(平成28年法律第99号)参照。

ながら、消費者信用法制をめぐる従来の議論状況を再確認しつつ、近年のキャッシュレス決済に関わる状況を、特に少額で短期の与信（いわゆる「BNPL (Buy Now Pay Later)」も含めて）に着目して検討する。その際には、EUでの消費者信用法制をめぐる最近の動向にも目を向けたい。

I. キャッシュレス決済とポストペイサービス

1. キャッシュレス決済の推進

官邸に設置された「未来投資会議，まち・しごと創生会議，経済財政諮問会議，規制改革推進会議の合同会議」による2018年「経済政策の方向性に関する中間整理」（以下、「経済政策中間整理」という）³⁾では、「第2章 成長戦略の方向性」「1. Society 5.0の実現」において、「① フィンテック/キャッシュレス：「誰でもどこでもキャッシュレス」を目指し，「(1) 機能別・横断的な法制への見直し，(2) 支払/決済を意識せずにモノ・サービス受領が行われるキャッシュレス社会の実現」のため，来夏に向けて検討を開始するとされた。これを受けて割賦販売法改正を目的として2019年2月25日から産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会が開催された（後述Ⅱ1参照）。一方，金融審議会「金融制度スタディ・グループ」は2017年11月16日に金融担当大臣より諮問を受けて設置されて以来，「機能別・横断的な金融規制の整備等」について検討を重ね，2019年7月26日には「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》」（以下，「基本的な考え方」という）を公表した⁴⁾。

3) 未来投資会議，まち・しごと創生会議，経済財政諮問会議，規制改革推進会議「経済政策の方向性に関する中間整理」（2018年11月）。

4) なお，2019年9月25日には「金融制度スタディ・グループ」が「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」に改組され，同年12月20日に報告書（以下，「決済 WG 報告書」という）が公表されている。

2. ポストペイサービスの位置づけ

上記「基本的な考え方」は、「第1章「決済」法制」「2. 基本的な考え方」において、「(1)資金決済法制定後の実態を踏まえた検討」と並ぶ「(2)利用者利便の更なる向上に向けた検討」の中で、「Ⅰ利用者トラブルへの対応」及び「Ⅱポストペイサービス」について言及している。(2)においては、「キャッシュレス化の更なる推進のため、利便性の高い、安心・安全な送金サービスの実現が求められている」とされる。以下では、「基本的な考え方」においてポストペイがどのように位置づけられているかを確認する。

(1) ポストペイサービス⁵⁾

上記のように「Ⅱポストペイサービス」に関して、キャッシュレス化の推進と利便性の高い送金サービスの実現という観点からは、「プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスなサービスが、多様な主体から提供されていくことが望ましい」とされる。その上で、これが進んでいない背景として、「ポストペイサービスを提供する際に適用される貸金業法や割賦販売法上の義務への対応が負担であることがあるとの指摘がある」とされる。また、プリペイドの種類との組み合わせで利用が想定される「ポストペイサービス」も1件あたり数千円以下の比較的「少額」での利用が念頭にあるとされる。

一方で、「ポストペイの種類においては、事業者が利用者に対して「信用供与」を行うものであり、前払式支払手段や資金移動業といった「決済」のみを提供している手段・サービスとは異なり、過剰与信を防止するための「信用供与」に関する規制に適切に対応することが重要」とされる。

以上より、「ポストペイの種類については、「信用供与」に関する規制が中心となるため別途の検討が必要となるが、「少額」での利用に限定され

5) 以下については、「基本的な考え方」19-20頁。

た「ポストペイサービス」を念頭に、過剰与信防止という規制目的を適切に確保しつつ、リスクに応じた規制の合理化を図ることについて、今後、検討することが適当である」とされ⁶⁾、「割賦販売法についても、リスク管理の視点も踏まえつつ、少額・低リスクのサービスに着目したリスクベース・アプローチ等について割賦販売小委員会での検討が進められている」ため、「[「ポストペイサービス」]について、まずは、「少額」を念頭に検討を進め」とされる。

また「関係各法（銀行法・資金決済法・割賦販売法等）の横断的な法制論については、……具体的な在り方の検討を、今後、進めていくことが必要である」とされるにとどまる。

(2) 抗弁権の接続に係る規定⁷⁾

上記のように「I 利用者トラブルへの対応」について言及されているが、その中で割賦販売法上の「抗弁権の接続に係る規定」が取り上げられている。この規定については、特に「いったん完了した決済が取り消されうることとなれば、決済の安定性にマイナスの影響を与える側面もあるとの指摘もある」、「利用者と加盟店との間の個別のトラブルは、当事者間で解決を図ることとした方が、事業者の負担も軽減し、ひいては、送金サービス自体のコストを下げることに資するとも考えられる」ことを踏まえると、「利用者利便の向上の観点からは、送金サービスについて、加盟店に係る規定や、抗弁権の接続に係る規定を、法令上、一律・画一的に設けることは、必ずしも適当ではない」とされる。

3. 検 討

「基本的な考え方」に示されているように、ポストペイサービスは「信用供与」であるという点で、単なる決済とは区別される必要がある。た

6) 決済 WG 報告書18頁では、貸金業法上の規制の合理化については、その必要性について共通の認識は得られなかったとされる。

7) 以下については、「基本的な考え方」17-18頁。

だ、「信用供与」であっても「少額・低リスクのサービス」について「規制の合理化」を「利用者利便の向上」を理由として認める考え方については検討を要しよう⁸⁾。また、抗弁権の接続に係る規定を一律・画的に設けることについて、「決済の安定性・事業者の負担・送金サービスのコスト」を考慮して「利用者利便の向上」に反することを理由に否定する説明は適切ではなく、別の観点からの説明が適切と考える。すなわち、抗弁権の接続規定は信用供与が売買等の誘引・下支えとなることをも根拠とするため⁹⁾、送金サービス全てについてはこれは妥当しない。したがって、決済サービス全てについて一律に扱うこと自体が問題と思われる。

II. 2020年割賦販売法改正

1. 改正過程

上記のように、2018年11月に経済政策中間整理が示され、その中で「キャッシュレス社会の実現」が目指された。これを受けて¹⁰⁾、割賦販売法(以下、「割販法」という)については、2019年2月25日から産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会(以下、「割販小委員会」という)において法改正に向けた審議が行われた。同年5月には中間整理がとりまとめられ¹¹⁾、同年12月には報告書(以下、「割販報告書」という)がとりまと

8) 日本弁護士連合会(以下、「日弁連」という)「金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「[決済]法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》」についての意見書(2019年9月12日。以下、「日弁連意見書」という)11頁は、「多数の業者が同一人に与信を行えば、もはやそれは少額ではなくなる」、「多重債務は、少額の与信に端を発し、次第に膨れ上がっていくものである」点を指摘する。

9) 下記Ⅲ1も参照。

10) 2018年度第1回会議である2018年2月25日第20回会議における配付資料「割賦販売小委員会の開催について」の中で「開催趣旨」として示されており、議事録1-2頁においても発言されている。

11) 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「中間整理——テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方——(2019年5月29日)。中間整理が指定信用情報機関の情報を利用する義務を免除していた点については、消費者委員会「産業構造審議会商務

められた¹²⁾。同報告書の「はじめに」においては、「〔成長戦略実行計画〕（令和元年6月21日閣議決定）では、「……割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。」との要請がなされている」中で、「柔軟な規制体系へと見直すことが急務である」とされている¹³⁾。この報告書に基づき、2020年6月に割賦販売法改正法が成立している¹⁴⁾。

2. 改正内容

改正内容として特に注目すべきなのは、従来包括信用購入あっせん（以下、「包括クレジット」という）について課されてきた「包括支払可能見込額の調査」義務を負わない二つの例外が導入された点である。

従来割賦法は、過剰与信防止のため、包括クレジットについては、30条の2が個人へのカードの交付等・極度額の増額に先立ち「包括支払可能見込額の調査」義務をあっせん業者に課してきた。調査事項としては、年収・預貯金・信用購入あっせんに係る債務の支払の状況・借入の状況等が

㍷流通情報分科会割賦販売小委員会中間整理についての意見（2019年8月8日。以下、「消費者委員会意見」という）をはじめとする多方面からの批判を受けて、審議の末、最終報告書では削除された。日弁連「クレジット過剰与信規制の緩和に反対する意見書」（2019年5月10日）、松苗弘幸「過剰与信規制の緩和の阻止」消ニュ122号（2020年）86頁以下参照。なお、割販小委員会の委員構成として、消費者団体関係者や相談員団体関係者が委員に参加していないとの池本誠司委員からの指摘（2019年3月12日第21回割販小委員会での発言メモ）及び上記消費者委員会意見において「より幅広い主体等に参画を求めつつ、多面的に議論を進めることが望ましい」とされたこともあり、中間整理後の第25回（2019年10月15日）から相談員団体関係者が委員として参加している。

12) 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「当面の制度化に向けた整理と今後の課題——テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方——」（2019年12月20日）。

13) 割販報告書2頁。

14) 「割賦販売法の一部を改正する法律」（令和2年法律第64号）が、2020年6月16日に成立し、2021年4月1日から施行されている。同法については、担当者解説として佐伯昌彦ほか「令和2年改正割賦販売法の概要」NBL1180号（2020年）13頁以下及び千葉恵美子「決済サービスのデジタル化と最近の立法政策の動向（上）（下）」現消46号56頁以下、47号80頁以下（2020年）参照。

定められており、信用購入あっせんに係る債務の支払の状況については指定信用情報機関が保有する信用情報を使用する義務を負う。ただし、利用者保護に支障を生ずることがない場合として定める「極度額が30万円以下のカード交付や極度額30万円を上限とする増額」等の場合には（施行規則43条1項）、一定の例外はあるが、調査義務を課さない。

以上の原則に対する例外として、一方で、① 経済産業大臣の認定を受ける「認定包括信用購入あっせん業者（以下、「認定業者」という）」を認め（30条の5の4）、他方で、② 極度額10万円以下の包括クレジット業を営む事業者について緩和された登録要件の下で「登録少額包括信用購入あっせん業者（以下、「少額業者」という）」として登録する制度を設け（35条の2の3）、①②の両者については「利用者支払可能見込額の算定」のみを義務付ける（30条の5の5第1項、35条の2の4第1項）。ただし、利用者保護に支障を生ずることがない場合として、①については上記と同様の場合が（施行規則62条の3第1項）、②については、極度額30万円以下のカード交付等を除いて同様の場合が（施行規則68条の3第1項）定められている。

①については、「算定の方法が、利用者の支払能力に関する情報を高度な技術的手法を用いて分析することにより利用者支払可能見込額を適確に算定することを可能とするものとして経済産業省令で定める基準に適合」し、かつ、「算定を行う体制が、経済産業省令で定める基準に適合すること」でもって、認定が行われることになる（30条の5の4第1項）。算定方法につき経済産業省令で定める基準は、1) その方法を定めるに当たり不適正又は不十分な技術及び情報を利用していないこと、2) 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利益が生じる恐れがあると認められる方法により利用していないこと、3) この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を超えないよう延滞率を管理すること、算定体制につき経済産業省令で定める基準は、「35条の5の5第1項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていること」とされている（施行規則62条1項・2

項）。

②についても、登録の申請における記載事項として「利用者支払可能見込額の算定の方法・算定を行う体制」が定められており（35条の2の9第1項4号・5号）、登録の拒否事由として、「算定の方法が、利用者の支払能力に関する情報を高度な技術的手法を用いて分析することにより利用者支払可能見込額を適確に算定することを可能とするものとして経済産業省令で定める基準に適合」しないこと、または、「算定を行う体制が、経済産業省令で定める基準に適合」しないこととされる（35条の2の11第11号イ・ロ）。これら経済産業省令で定める基準としては、上記①と同様のことが定められている（施行規則68条の13第1項・2項）。

特に本稿の目的との関連で注目すべきは、②である。その規定目的としては、少額であるため低リスクであること、消費者の利便性を向上させること、比例原則の考え方からの適切性が強調されている¹⁵⁾。

3. 検 討

割販報告書によれば、上記改正によって「より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される」とされる。また、「今回の規制の見直しは、割賦販売法の規制枠組みにおいて、その規制の内容を目的やリスクに見合ったものとするものであり、単なる規制の緩和を行うものではない」とも言われる¹⁶⁾。

2020年割販法改正法により導入された「利用者支払可能見込額の算定義務」は、これでもって「包括支払可能見込額の調査義務」に劣ることなく、過剰与信防止を実現できることが前提となる¹⁷⁾。経済産業省による審査基準によれば、「包括支払可能見込額調査の調査項目を削減等した算定

15) 割販報告書6-11頁。

16) 割販報告書4頁。

17) 消費者委員会意見1頁にも同様の言及がある。池本誠司「キャッシュレス決済の推進と消費者被害の防止」消ニュ125号（2020年）143頁も参照。

の方法」は割賦法施行規則に定める「不十分な技術」の一例とされているが¹⁸⁾、このような基準が維持される必要がある。

少額のクレジットについても、「年収・借入債務・他のクレジット債務」を基に算定した上で、支払可能見込額を超過する極度額の包括クレジットを禁止しないと、結局、複数の包括クレジット契約により過剰与信となる点は変わらない。しかも、貸金業者からの借入において現在の実務では、クレジット債務は総量規制の対象外なので、借入れをすることも可能となる。したがって、与信額の少なさが低リスクを示すものと一概に言うことはできない。

今回の改正では、「基本的な考え方」に見られる「利便性の向上」が、事実としての「義務の緩和」の根拠として用いられている。その結果、上記の問題が見過ごされている中で、これが根拠たりうるのかを慎重に検討する必要がある。

また、上記改正は、算定の方法について「利用者の支払能力に関する情報を高度な技術的手法を用いて分析すること」を前提とするが、信用スコアリングについて個人情報保護及び AI による評価規制の観点から検討する必要がある¹⁹⁾。

18) 経済産業省「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(改正20210210商第20号)別紙5「割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法及び第35条の2の11第1項第11号イの方法に関する審査基準」42頁。

19) 消費者委員会意見3頁は、「AI等の技術・データの活用については、消費者に多大な利便をもたらす可能性がある半面、プライバシーの問題や不当な差別につながる恐れがあるという問題等の課題」を指摘していた。割賦法施行規則62条7項1号及び68条の13第1項1号では「不適正...な...情報を利用していないこと」が求められるのみである。個人情報保護委員会・経済産業省「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」(2017年3月)の改訂が急務である。スコアリングの問題と割賦法改正に関わり、板倉陽一郎「日弁連主催シンポジウム『スコアリングを巡る法的問題』レポート及びスコアリングを巡る立法動向の概観」消ニュ124号(2020年)191頁以下、金子宏直「スコアリング」法とコンピュータ38号(2020年)41頁以下参照。

Ⅲ. 消費者信用契約における民事的権利の認容

「基本的な考え方」にも示されているように、消費者信用法制のあり方を検討するにあたり、「抗弁の対抗（抗弁権の接続）²⁰⁾」をはじめとして民事的権利をどのように認めるべきかは重要論点である。そこで、以下では民事的権利に的を絞り、その議論状況を確認する。

1. 抗弁の対抗

割賦法は、信用購入あっせん（及びローン提携販売）について、いわゆる「抗弁の対抗」を認めている。その性質は、購入者等が販売者等に対してもつ抗弁をあっせん業者等に対して主張することにより、あっせん業者による支払請求を拒絶することができるというものである（30条の4、35条の3の19）。その規定理由は、立案担当者によれば、消費者保護の観点から、トラブル多発と判例・学説の不統一な状況に対する立法的解決を図るとい背景の下、あっせん業者と販売業者等との間の密接な取引関係、購入者等の支払請求拒絶への期待、あっせん業者による販売業者等の監督・損失の分散と転嫁についての能力、購入者等はあっせん業者に対して不利な立場にあることとされている²¹⁾。

1985年改正法²²⁾により割賦法に定められる前から、同様の「抗弁の対抗」が民法に基づいて認められるかについては、下級審での裁判例が集積していた。また、割賦法改正後も、改正前の事案について抗弁対抗が認められるかが争われ、この問題についての最高裁判決がある。最高裁平成2年2月20日判決²³⁾は、売買契約と立替払契約²⁴⁾が法的には別個の契約であ

20) 割賦法の規定内容から本稿では「抗弁の対抗」と表記する。

21) 経済産業省商務情報政策局取引信用課（以下、「経産省取引信用課」という）編『平成20年版割賦販売法の解説』（日本クレジット協会、2009年）141-142頁。

22) 「割賦販売法の一部を改正する法律」（昭和59年法律第49号）。

23) 最三判平成2年2月20日判時1354号76頁。

ることに基づき、「抗弁の対抗」は改正法が新たに認めたものであるため改正前には原則として「抗弁の対抗」は認められないが、信義則上これを認める特段の事情がある場合には認めるという見解に立つ。

この最高裁判決に対しては多くの学説が批判しており、売買契約と立替払契約等の密接不可分な関係に基づき「抗弁の対抗」は法改正前から民法上認められるべき権利であり、改正法によりこの権利が確認的に定められたと解する学説が有力である²⁵⁾。

2. 既払金の返還請求

割取法は2008年改正法（平成20年法律第74号）により、特定商取引法が規制する特定契約に対する個別信用購入あっせん（以下、「個別クレジット」という）に関して、特定事由に基づき、特定契約の解除等と与信契約の解除等が共に生じることを認め、その結果として、購入者に個別クレジット業者に対して既に支払った金銭の返還請求を認めるに至った（35条の3の10～35条の3の16）。その規定趣旨は、立案担当者によれば、特定商取引法が規制する取引（通信販売・訪問購入を除く）における消費者被害に鑑みて、一例として35条の3の10に関しては、一定の場合に販売契約等と与信契約の双方について解除等を認めた上で、三者間清算関係について、「与信契約と販売契約等との一体性を強調し、具体的な商品・金銭等の流れを巻き戻す形で、三者間の清算を行うことが公平にかなうと考えられた」とされる²⁶⁾。個別クレジットに限定して認められる理由としては、35条の3の13に関して、「販売業者等と与信契約締結の勧誘、申込書面の取次ぎを行わせる等の媒介行為を行わせて」いて、個別クレジットのあっせん業者

24) 本稿では判決の表記に従い、「立替払契約」又は「クレジット契約」と表記するが、一般的には「与信契約」と表記する。

25) 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商93巻臨増2号（1986年）280頁以下等。学説及び裁判例については、都筑満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007年）241頁以下に詳細な整理がある。

26) 経産省取引信用課・前掲注21) 197頁、201-202頁等。

と販売業者等の間には、包括クレジットよりも「勧誘・契約締結過程において密接な牽連関係が認められる」とされ、また、特定商取引5類型の販売契約等に限定する理由としては、これらは典型的に消費者被害が発生しやすいために、これら以外の取引を締結した「購入者との間に比べ、あつせん業者にはより重い損失を負担すべきと考え」たとされる²⁷⁾。

なお、多くの学説が、割販法に特別の規定が定められる前から、「既払金返還請求」が民法に基づき認められるべきと主張していた²⁸⁾。

割販法改正後も、改正法施行前の事案について、既払金返還が認められるかが争われ、この問題についての最高裁判決がある。個別クレジットにより代金が支払われた売買契約が、デパート商法により公序良俗に反して無効である場合に、購入者がクレジット会社に対してこの者に支払った既払金の返還を請求した事案について、控訴審の名古屋高裁平成21年2月19日判決²⁹⁾は、以下の理由からその請求を認容した。すなわち、売買契約とクレジット契約とが一体的な関係にあったため、売買が無効等になる場合には、できる限りそのことを反映して代金支払のための制度であるクレジット契約の効力が扱われるべきは当然であるとして、販売業者はクレジット契約締結の準備行為を代行していること、クレジット会社は販売業者に問題あることを全く窺えないわけではなかったこと、クレジット会社は取引の仕組みの中で手数料収入により利益を得ていること、販売業者は休廃業中であるためこの者から既払金の回収を図ることは実際上できないこと等を総合して、売買契約の公序良俗違反による無効により、クレジット契約は目的を失って失効し、購入者は不当利得返還請求権に基づき、既払金の

27) 経産省取引信用課・前掲注21) 222-223頁。

28) 前掲注25) にあげた文献参照。また、複合契約という視点から分析・検討するものとして、都築満雄「複合契約論のこれまでと今後」椿寿夫編『三角・多角取引と民法法理の深化』別冊NBL161号（2016年）68頁以下及び寺川永「複合契約と消費者」中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義消費者法〔第4版〕』（日本評論社、2020年）276頁以下参照。

29) 名古屋高判平成21年2月19日判時2047号122頁。なお、第1審（津地伊勢支判平成20年7月18日金商1378号24頁）は、売買契約の無効性も認めなかった。

返還を支払の相手であるクレジット会社に対して求めることができると判断したのである。

これに対して最高裁平成23年10月25日判決³⁰⁾は、立替払契約と売買契約とは法的に別個の契約であり、抗弁対抗は購入者保護のために新たに認められたものであるため、売買契約の無効により立替払契約も無効とはならず、したがって、既払金の返還を請求することはできないとした。ただし、販売業者の公序良俗違反の行為の結果をあっせん業者に帰せしめ、売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情がある場合は別とする。上記の「抗弁の対抗」に関する平成2年最高裁判決と同様の論理構成に基づく。

なお、最高裁平成29年2月21日判決³¹⁾は、訪問販売の形態で懇請されて架空の売買契約を締結し(いわゆる「名義貸し」)、個別クレジットとして立替払契約が締結された事案について、2008年改正法により新設された35条の3の13第1項6号に基づき、立替払契約の申込みを取消す余地を認めた。その際、同規定の趣旨として「あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、……購入者保護を徹底させる」ことに言及している。

3. 検 討

抗弁対抗と既払金返還請求の問題は密接に関連している。民法(債権法)改正に係る議論においても、検討対象となった問題である³²⁾。最近の議論では「2月内後払い」がキャッシュレス決済手段として用いられている点に注目が集まり、また、近年は包括クレジットに多様な主体が関わっていることから、従来の議論とは異なる状況が生まれている³³⁾。もっとも、

30) 最三判平成23年10月25日民集65巻7号3114頁。

31) 最三判平成29年2月21日民集71巻2号99頁。

32) 民法(債権法)改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』(商事法務、2009年) [1.5.50], [3.1.1.8], [3.2.6.D], [3.2.6.10] 参照。

33) 包括クレジットにつきオフアス取引が主流である現状から抗弁権接続の認容自体に消

「2月内後払い」が割販法の適用範囲外である点に変わりではなく、また、消費者相談の件数としても増加を続けていることから、割販法の適用範囲に含めるべきかが議論されているところである（IV 1・2参照）。

また、抗弁対抗についても、既払金の返還請求についても、購入者等にとっては、商品の購入の対価としてクレジット会社に支払を行っているだけであること、売買契約等の支払のためクレジット会社と信用契約を締結していることを検討の基礎にすべきである。売買契約等が解除等により消滅した場合には、購入者等のクレジット会社への支払義務も消滅し、既に支払った金銭については購入者にクレジット会社に対する返還請求を認めることが、購入者の意思にも合致する³⁴⁾。

「抗弁権の接続」に関する「基本的な考え方」のように、「決済の安定性」や「利便の向上」が消費者の権利を認めない理由として言及されることについては、さらなる検討が必要と考える。

IV. 少額・短期間与信の位置づけ

「基本的な考え方」においても2020年割販法改正に際しても、「少額の与信」についてはリスクの低さを理由に特別の扱い（規制緩和）が許容されることが示されてきた。そこで、これまで法は少額の与信についてどのような取扱を行ってきたかを確認する。また、「短期間の与信」についても法による特別の扱いが見られるため、これも確認しておく。

1. 2月内後払い

割販法2条は、適用対象とする信用取引について与信期間が2月を超え

↘極的な見解として、阿部高明『逐条解説割賦販売法・第1巻』（青林書院、2018年）390頁参照。

34) 日弁連・前掲注8)9頁は、「購入代金の支払いとして行われる資金移動、取納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、利用者が販売業者に対抗し得る事由がある場合の既払金返還ルールを創設すべき」とする。

ることを前提とする。割賦販売及びローン提携販売について「2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して」受領又は返還することを要件とする(1項・2項)。その理由として立案担当者は、「とにかくトラブルの起こりやすい契約期間が2月以上にわたり、分割回数が3回以上にわたる割賦販売契約(筆者注—ローン提携販売についても同様)についてのみ本法を適用しようとするため」としている³⁵⁾。また、包括及び個別信用購入あっせんについては「契約を締結した時から2月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領することを除く」と定めている(3項・4項)。この規定について立案担当者は、「いわゆる翌月払を規制対象とはせず、与信期間が2月を超えるもののみを規制対象とするものである」³⁶⁾とするのみである。なお、従来は分割払いも要件とされていたが2008年改正法によってこの要件は取り払われた。

2008年改正の基礎となった2007年12月の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書³⁷⁾においては、「現金払い等と比較して消費者に対する誘因性が大きく分割払いと同様の誘因性があるとは考えられないこと」が適用対象としない理由としてあげられている。割賦法の適用対象が従来は「2月以上かつ3回以上の分割払いに」限定されていた理由として「割賦取引の有する誘因性や複雑性に起因するトラブルに着目して規定」されていたことにも言及されている。なお、「翌月払いに係る消費者トラブル対策については、……引き続き、クレジットのみならずインターネット取引全般における消費者保護等の観点から、トラブルの実態を注視する必要があることを付言する」とされていた。

また、2016年改正法(平成28年法律第99号)の基礎となった2015年7月の産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書³⁸⁾において

35) 経産省取引信用課・前掲注21)36-37頁。

36) 経産省取引信用課・前掲注21)38頁。

37) 産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会「報告書」(2017年12月10日)。同報告書は、経産省取引信用課・前掲注21)683頁以下に掲載されている。

38) 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会「報告書——クレジットカード」

は、マンスリークリア取引に係る課題について、相談件数の増加が見られるが相談内容からその大半が加盟店との取引に起因すること、2008年改正時の考え方との関係についても、2か月超の支払猶予となる分割払いとの比較では、これと同様の誘引性はないこと、利便性が同等に扱うべき根拠となるとの指摘についても、相談発生率でも大きな差があること、イシューアーにとって、オフアス取引では加盟店との取引関係は存在しないこと、消費者の年会費は無料など採算性は厳しいこと、イシューアーに追加的な規制が行われると負担が消費者に転嫁されて消費者の利便性が著しく後退すること、今回の改正によりアクワイアラーへの加盟店調査措置により、マンスリークリア取引に関するトラブルの未然防止が図られること、以上より、マンスリークリア取引について、「抗弁の接続や苦情処理義務」といったイシューアーに係る制度的な措置を追加的に課すべき状況にはないとしていた。もっとも、各事業者や日本クレジット協会における相談・苦情対応の実務的な取組を一層深め、そのような取組を踏まえて各イシューアーが円滑に相談・苦情対応を行うことが必要とする。

なお、2020年改正の基礎となった割販報告書においては、2月内後払いについては何ら言及はなかった。

2. 新たな後払い決済サービス

近年、法による規制を受けないタイプの後払い決済サービスが提供されている。これは、当初は商品到着後に請求書によりコンビニ等で支払いを行うタイプであったが、最近ではCOVID-19の影響や欧米での流れを受けて、オンラインで完結するタイプも浸透しつつある。

ㇿ取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて——」（2015年7月3日）14-17頁。後藤卷則＝齊藤雅弘＝池本誠司『条解消費者三法〔第2版〕』（弘文堂、2021年）1569-1570頁〔池本〕は、2008年改正の審議においてマンスリークリア方式に抗弁対抗の適用は困難とされたことについて理解できるとするが、イシューアーの苦情の適切処理義務をマンスリークリア方式に適用しなかったことは2016年改正の趣旨に照らしても大きな疑問が残るとする。

株式会社ネットプロテクションズ(以下、「NP」という)が提供する NP 後払いや GMO ペイメントサービス株式会社(以下、「GMO」という)が提供している GMO 後払いと呼ばれる後払いサービスであり³⁹⁾、消費者は商品到着後にコンビニ・郵便局・銀行で支払うことになる。特に EC サイトでの買い物に際してクレジットカードを持たない層、特に10代～20代の若年者に利用されている。NP 後払いは購入限度額を5万5千円と設定しており、購入者の与信審査は NP が独自の方法により行う。GMO 後払いは伊勢丹・三越も利用している⁴⁰⁾。

また、クレジットカードに代わる簡便な後払決済方法として、欧米ではいわゆる「BNPL (Buy Now Pay Later)」が普及している。特に EC サイトで、クレジットカードを持たない層に対して、オンラインで決済が完了する利便性や分割払いに手数料がかからないメリットが宣伝される。日本では、分割払いを無料で提供している Paidy によるサービスがこれにあたる。BNPL は COVID-19 の影響下での EC 市場の活況により急成長しており、Amazon が2021年8月に米国 Affirm と提携し、米国 Paypal は日本発の Paidy を同年10月に買収している⁴¹⁾。Paidy は amazon や楽天でも使える、翌月払いや手数料なしの3回分割払いも選べるとの宣伝もしている⁴²⁾。

なお、2021年5月に後払い決済サービスを提供する7社⁴³⁾により「日本後払い決済サービス協会」が設立されたが、その英語名称は「Japan BNPL Association」である。

分割払いでなく、かつ、翌月払いなど2月内の後払いであり、また、個別の後払いであれば、割賦法の適用はないが、2月を超える期間での後払

39) 他にもアイフル出資の「ミライバライ」も同様の決済サービスである。

40) NP ウェブサイト、GMO ウェブサイト参照。

41) 日経新聞朝刊2021年8月29日7頁、同2021年9月9日2頁。

42) Paidy のウェブサイトでは、通常の支払方法(NP 後払い等と同じ)とペイディプラス(分割手数料無料の3回後払い)が紹介されている。

43) 2021年12月現在、同協会のウェブサイトによれば、会員企業は7社のままである。

いであれば、個別信用購入あっせんとして、同法の適用を受けることになる⁴⁴⁾。もっとも、抗弁対抗の規定については支払金額が4万円又は3万8千円未満の場合には適用がない（下記3(3)参照）。

3. 少額与信

(1) 利息制限法

利息制限法は元本額の多寡に応じて利率の上限を定めている。元本額が10万円未満の場合には20%、10万円以上100万円未満の場合には18%、100万円以上の場合には15%と定める。元本額の多少によって制限利率を異にする方法については、庶民金融、中小企業を相手とする金融機関、銀行・信託会社等大金融機関の貸付金額と貸付金利のすう勢等を勘案して定めたとされている⁴⁵⁾。

(2) 貸金業法

貸金業法は、基本的に規制対象について与信額による区別をしていない。ただ、個別規定の適用を与信額の多少で区別はする。13条は、過剰与信防止のため、貸付けに際しての返済能力の調査を貸金業者に義務付けるが、調査に際しての「源泉徴収票その他の個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録として内閣府令で定めるもの」の提出又は提供をうける義務を課すのは、当該貸金業者合算額が50万円を超える場合、当該個人顧客合算額が100万円を超える場合である。この規定は、極度方式基本契約の極度額を増額する場合に準用される。

(3) 割賦販売法

割賦法も、基本的に規制対象について与信額による区別をしていない。ただ、個別規定の適用を与信額の多少で区別はする。30条の2は、包括ク

44) Paidy は既に割賦法上の包括及び個別信用購入あっせん業者として登録されている。

45) 吉田昂「利息制限法解説」曹時6巻6号（1954年）90頁。小野秀誠『利息制限の理論』（勁草書房、2010年）頁も参照。

クレジットについて「包括支払可能見込額調査」義務をあっせん業者に課しているが、利用者保護に支障を生ずることがない場合として定める「極度額が30万円以下のカード交付や極度額30万円を上限とする増額」等の場合には（施行規則43条1項）、一定の例外はあるが、調査義務を課さない。個別クレジットについても、35条の3の3が契約締結に先立ち「個別支払可能見込額」調査義務をあっせん業者に課しているが、「特定契約以外の契約で、生活に必要とされる耐久消費財の販売で、支払総額が10万円以下の商品」の場合には（施行規則73条1項）、一定の例外はあるが、調査義務を課さない。

また、抗弁対抗に関する規定は、支払金額が4万円又は3万8千円未満の場合には、適用しないとされる（割販法30条の4、同施行令21条、割販法35条の3の19、同施行令26条等）。

さらに、上記のように2020年割販法改正法により、極度額10万円以下の包括クレジット業を営む「登録少額包括信用購入あっせん業者」については、「利用者支払可能見込額の算定」のみを義務付けることとなった（35条の2の4）。

4. 検 討

(1) 2月内後払い及び新たな後払い決済サービスについて

従来から2月内後払いについては、クレジットカード番号等の適切な管理等に係る規定は別として⁴⁶⁾、割販法の適用はない点についてその是非が議論されている。この点について、売買契約等の締結への誘因性が認められないこと、対価なしでの支払繰延べであること、及び支払繰延べが長期でないことを、区別の根拠とする考えがある⁴⁷⁾。一方、分割方式かりボ払

46) 割販法35条の16第2項に定める「2月払購入あっせん」に適用がある。そのため、2月内後払いについても、加盟店と契約するクレジットカード等購入あっせん業者には、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（同法35条の17の2第1号）として、販売業者等の調査義務が課されている（同法35条の17の8）。

47) 山本豊「割賦販売法の見直しの方向性」法律のひろば68巻6号（2015年）13頁以下。➤

いか2月内払い方式かは、利用者のイシューアに対する支払方法についての特約に過ぎないことや、イシューア・アクワイアラーには決済ネットワークを通じて大量の資金の流れがある点に着目する必要があるとする考えも主張されている⁴⁸⁾。

2020年割販法改正法案に対する衆議院の経済産業委員会での附帯決議においては、「2か月内払いのいわゆるマンスリークリア取引や、割販法や資金決済法の適用のない立替払い型⁴⁹⁾の後払決済サービスに関し、国民生活センターへの相談件数の増加に鑑み、消費者トラブルの防止に向けた事業者による自主的な取組・対応を促進するとともに、その実態を踏まえつつ必要な対策を講じる」べきとされ⁵⁰⁾、また、参議院の経済産業委員会での附帯決議においても同様の対策を講じるべきとされている⁵¹⁾。

実際、国民生活センターの特別調査においては、法の適用範囲外である立替払型の後払い決済サービスに関する相談件数の急激な増加に関わり、課題が整理された上、後払い決済サービス事業者への要望が行われている⁵²⁾。そこではいわゆる「定期購入」をめぐる相談や課題もあげられているが⁵³⁾、課題の多くは割販法の不適用により生じるものであり、そのた

ゝ上記のように、2015年7月3日報告書（前掲注38）においても同様の見解が示されている（上記1参照）。

48) 千葉恵美子「キャッシュレス決済の拡大と今後の消費者法制の在り方」消ニュ105号（2015年）72頁以下。

49) 「立替払い型」に言及されることがあるが、割販法2条3項及び4項における信用購入あっせんの定義は法形式にかかわらず金銭の交付と受領を基礎とするため、法の適用対象となるかの判断が「立替払い型」かどうかによって左右されることはない。この点については、経産省取引信用課・前掲注21)38頁・46頁参照。日弁連・前掲注8)10-11頁も同旨。

50) 「割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2020年6月12日衆議院経済産業委員会）。

51) 「割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2020年5月12日参議院経済産業委員会）。

52) 国民生活センター「(特別調査)消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」（2020年1月23日）。

53) 「定期購入」をめぐる問題については、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図る」

め、要望の多くは割取法による規制内容に類似した内容となっている。すなわち、消費者の支払能力を超えた請求がされていること、後払い決済サービス事業者が販売者との連携や事業者同士の情報共有をしていないことなど消費者トラブルへの対応が不十分であること、加盟店調査が十分でないことが課題として示され、これに基づき、消費者の支払総額の表示、未成年者の親権者同意をとること、販売店調査等販売店との連携によりトラブル解決に向けて対処すること、加盟店契約締結時及び締結後も販売店調査を行い改善要請等を行うこと、販売店に係る苦情等の情報を事業者間で共有することなどが要望されている。

また、消費者委員会(第6次)消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループは、後払業者(上記NP)へのヒアリングを行っている⁵⁴⁾。その上で2021年8月の報告書は、「後払い決済サービス」を「自主規制の整備が求められる新しい取引分野」として取り上げている。もっとも、自主規制に一定の限界があること、これによっても消費者被害が発生している場合等には、行政規制の導入の検討が必要としている⁵⁵⁾。

「ための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」(令和3年法律第72号)により一定の法的対応が図られた。

- 54) 2021年1月21日第24回議事録参照。ヒアリングにおいてNPは、債権譲渡を受けるが抗弁権の切断は行っていないので、消費者は加盟店に対する抗弁事由をもってNPに対抗できるため、NPは消費者への請求を停止し、加盟店に債権を戻すことになると説明している。同旨が、消費者委員会(第6次)消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ「報告書——自主規制の実効的な整備・運用による公正な市場の実現を目指して——」(2021年8月。以下、「在り方検討WG報告書」という)20頁(脚注42)でも言及されている。ただ、本文で言及した国民生活センターによる特別調査では相談事例からは消費者トラブルへの対応が不十分であることが指摘されており、かりにNPについては問題ないとしても、全ての事業者が同様の対応を行っているとは言えない。
- 55) 在り方検討WG報告書19-21頁。また、同報告書を受けた消費者委員会「自主規制の実効的な整備・運用の在り方に関する消費者委員会意見——消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書を受けて——」(2021年8月19日)は、関係省庁に対して所管業界等に対する同報告書の内容の周知・自主的取組の積極的な後押しを求めるなどしている。

ここで注目されるべきなのは、① 従来から問題が指摘されていた2月内後払いの問題と、② 近年勃興してきた後払い決済サービスの問題が、区別されながらも、②に関するトラブルの現状から、②について何らかの規制が必要という認識は示されているという点である。①と②の区別としては、①については包括クレジットと個別クレジットを対象とするものであるが主として包括クレジットのマンスリークリア方式に係る問題であった。これに対して、②は個別の決済を主たる対象とするが、今後問題となる対象の拡大が予想される。どのような要素が規制を根拠づけうるのか、また、どのような規制が適切であるかを検討する必要があるだろう。

(2) 与信額による適用対象の制限について

与信額や決済額が「少額である場合には消費者のリスクは低い」ことが、上記基本的な考え方や割販報告書においても、前提とされている。しかし、少額の与信であっても、それが積み重なればもはや少額でなくなることは明らかである⁵⁶⁾。上記の新しい後払い決済サービスについては与信額の少なさにも着目されるが、これが法規制を免れる理由となりうるかは検討を要する。

現行の規定についても、過剰貸付防止という目的のためには、貸金業法13条による支払能力調査義務に関しては、50万円又は100万円という金額で適用の有無を分けることが妥当であるかは検討の余地がある。また、クレジット債務の存否や残額も調査対象となるべきではないか⁵⁷⁾。割販法における包括クレジットに係る極度額30万円以下及び個別クレジットに係る支払総額10万円以下の調査義務免除についても、それが妥当であるかは

56) 日弁連・前掲注 8) 11頁及び同・前掲注 11) 4頁は、少額であることを理由に過剰与信規制を緩和することの危険性を指摘しており、負債額が100万円未満で破産に至った者の割合が顕著な増加傾向を示していることも指摘している。

57) 日弁連上限金利引き下げ実現本部編『Q&A改正資金業法・出資法・利息制限法解説』（三省堂、2007年）129頁は、これも調査対象となることは間違いないとする。一方、金融庁ウェブサイト「貸金業法Q&A」は、クレジット債務及び銀行等からの借入債務は総量規制の対象外であると明示する。

検討の余地があろう。そもそも単なる貸付けとクレジットで法的取扱を異にしている点について、信用供与という機能の同一性からは疑問が残る。一例として、包括及び個別支払可能見込額調査義務（法30条の2・35条の3の3）における「年収」については貸金業法13条3項と同様、源泉徴収票その他の個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受ける義務を課すことも、検討の俎上にのせるべきではないか⁵⁸⁾。

さらに、2020年割取法改正により導入された登録少額包括信用購入あっせん業者については、上記で検討した通りである（II 3参照）。

V. EU 法の動向

上記のように、日本の消費者信用法制においては近年、特に少額与信について、イノベーションの促進や消費者利便の向上等を理由として規制が緩和されている。この点について、最近のEUにおける消費者信用法制をめぐる動向が大いに参考となるものとする。EUではこれまで、「少額・短期間与信だからリスクが低い」という基本認識が規制の基礎となっていたが、この基本認識の変更の可能性が生じており、以下で紹介することとしたい。

1. EU 2008年消費者信用指令（2008/48/EC）

EUにおいては消費者信用契約について、2008年に消費者信用指令（2008/48/EC。以下、「2008年指令」という）が定められており、これが加盟各国において国内法化されている状況にある⁵⁹⁾。2008年指令はその前身で

58) 2022年4月1日からの成年年齢引下げへの対応としては、谷本圭子「若年消費者への適正与信と成年年齢引下げ」現消52号（2021年）18頁以下及び同「消費者信用取引と成年年齢引下げ」消費者法研究11号（2021年）35頁以下に試論を示している。

59) Directive 2008/48/EC of the European Parliament and the Council of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC, OJL

ある1986年の消費者信用指令（87/102/EEC）を受け継いだ指令であるが、18条を擁するにすぎなかった1986年指令に対して、2008年指令は全32条からなる。規定内容としては、1986年指令の「消費者」と「与信者」の定義及び包括的な「信用契約」の定義を引き継ぐものとなっているが、契約締結前の情報提供義務（5条）や撤回権（14条）など2008年指令が新たに設けた規定も多い。

本稿の目的から2008年指令に関して注目されるのは、同指令はその適用が除外される信用契約の長いリストを含んでいる点であり、しかも、それは信用総額の少なさや与信期間の短さに基づくという点である。すなわち、2008年指令2条2項は、「(c) 200ユーロに満たない又は75000ユーロを超える信用総額を内容とする信用契約、(e) 当座貸越の方式で、かつ、信用 (the credit) が1月以内に返済されねばならない信用契約、(f) 無利息でかつその他の費用なしに認められる信用契約、及び信用が3月以内に返済されねばならず、かつ、わずかの費用のみが支払われる信用契約」について、同指令の適用がないことを定めている。また、同指令2条3項は、「当座貸越の方式でかつ信用が請求により又は3月以内に返済されねばならない信用契約」について、上記5条や14条という重要規定を除いた規定しか適用されないことを定める。加えて、2条2項(d)は、「契約の目的物の購入義務がその契約によって又は別の契約によっても定められていない賃貸借又はリースの合意」にも同指令の適用がないことを定める。

2. 2008年指令の評価

2008年指令27条2項に基づき、欧州委員会は2014年5月14日に「欧州議会及び理事会への委員会による報告——消費者信用契約に関する2008/48/EC指令の実施について——」⁶⁰⁾を公表した。また、2018年から同指令

↘ 133, 22.5.2008, p.66. 2008年指令の内容については、谷本圭子「2008年ヨーロッパ消費者信用指令（2008/48/EC）について」立命336号（2011年）441頁以下参照。

60) Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the ↗

に関する評価のため調査等を行い、その結果について「委員会スタッフワーキング文書——消費者信用契約に関する2008/48/EC指令の評価」⁶¹⁾にまとめ、2020年11月5日に「欧州議会及び理事会への委員会による報告——消費者信用契約に関する2008/48/EC指令の実施について——」⁶²⁾を公表した。同報告では、2008年指令の欠陥として、2条が定める適用範囲から除外される信用契約が、消費者に簡単に損失をもたらすことが、指摘されている⁶³⁾。

その後委員会は、2021年5月に「消費者信用指令の再検討のありうる影響に関する研究——最終報告書」⁶⁴⁾を公表した。同最終報告書では、2008年指令が定める200ユーロの最低与信額について、この「最低与信額の背後にある理論的根拠（すなわち、比例原則及び少額与信から生じるリスクはより低いという仮定）は全く正当化されず、また、加盟国間の賃金の差を考慮していないということには確かなコンセンサスがあるとされている⁶⁵⁾。そして、2021年6月30日に「消費者信用に関するヨーロッパ議会及び理事会指令に向けた提案」⁶⁶⁾（以下、「2021年指令提案」という）及び「委員会スタッフワーキング文書——影響評価報告書」⁶⁷⁾を公表した。

↘ implementation of Directive 2008/48/EC on credit agreements for consumers, COM (2014) 259 final.

61) Commission staff working document-Evaluation of Directive 2008/48/EC on credit agreements for consumers, SWD (2020) 254final.

62) Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the implementation of Directive 2008/48/EC on credit agreements for consumers, COM (2020) 963final.

63) *Ibid.* pp.5-6.

64) European Commission, Study on possible impacts of a revision of the CCD, Final report, May 2021.

65) *Ibid.* pp.13-15.

66) European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on consumer credits, COM (2021) 347final.

67) Commission staff working document-Impact Assessment Report, SWD (2021) 170final.

3. 2021年指令提案

2021年指令提案は、「説明のための覚書（EXPLANATORY MEMORANDUM）」を最初に示し、考慮理由を88項目記した上で、計50条を定めるものである。その規模は相当拡大したように思われる。

本稿の目的に関わり、考慮理由として上げられている項目のうち注目すべきなのは（15）であり、ここでは2008年指令の適用除外規定が批判されている。すなわち、考慮理由（15）では以下のように言われている。「多くの加盟国が、消費者保護のレベルを高めるために、2008年指令の適用範囲に含まれていない範囲にまで同指令を適用してきた。実際、同指令の適用範囲に含まれないいくつかの信用契約は、消費者にとって有害となりうる。これには、指令が設定する200ユーロという最低金額より典型的に少額である短期で高コストのローンを含む。これに関わり、また、高レベルの消費者保護を確実にし、かつ、国境を越える消費者信用市場を促進するため、本指令の適用範囲は、2008年指令の適用範囲から除外されたいくつかの信用契約、与信額が200ユーロを下回る消費者信用契約（2008年指令2条2項c）のようなものをカバーすべきである。同様に、その他の有害となりうる製品も、それらがもたらす高コストや支払を怠った場合の高い手数料を理由として、透明性を高め、より良い消費者保護を確実にし、その結果、消費者の信頼を高めるために、本指令はカバーすべきである。これに関り、リース契約(d)、当座貸越しの方式で、かつ、1月以内に返済義務を負う信用契約(e)、及び、利息もその他の費用も無しに認められる信用契約、これには Buy Now Pay Later スキーム、すなわち、消費者に買物をさせて後で支払わせる新しいデジタル金融ツールを含む、及び3月以内に返済義務を負いかつわずかな費用が支払われる信用契約(f)は、本指令の適用範囲から除外されるべきではない。加えて、10万ユーロまでの全信用契約は、本指令の適用範囲に含まれるべきである。本指令下での信用契約の上限額は、2008年から将来に向けてのインフレの結果に対応するための物価スライドを考慮するため増加するべきである」。

以上の考慮理由の下、指令提案においては、適用範囲を定める2条2項において、2008年指令が適用範囲から除外している(c)ないし(f)を除外することなく、また、与信額の上限も75000ユーロから100000ユーロに引き上げられている。

おわりに

近年「消費者の利便性向上」を一つの目的として、少額・低リスクのサービスに着目し、リスクに応じた規制の合理化が目指されている。しかし、目的とされる「消費者の利便性」は消費者法の目的とされるべきかについてその検討が十分とは言えない状況にある。

本稿における検討対象については、少額・短期間の与信であっても、複数の事業者により与信が行われれば、過剰与信となる点は変わらない。したがって、与信額の少なさや与信期間の短かさが低リスクを示すものと一概に言うことはできない。上記のような消費者信用契約に関するEU法の変化の兆しは、日本法にも多くの示唆を与えてくれる⁶⁸⁾。そこでは、与信額や期間の多少はリスクの高低を決定づけることはなく、その積み重ねによりいつでもリスクは高いものとなることが確信をもって示されている。

68) また、本稿で扱うことはできなかったが、少額与信も含めた消費者信用の領域に peer to peer レンディングが登場している。上記で紹介した EU における2021年消費者信用指令の提案では、peer to peer レンディングを念頭において、クラウドファンディングによる信用契約も規制対象に含めることが提案されている。クラウドファンディング規則 (Regulation (EU) 2020/1503 of the European Parliament and the Council of 7 October 2020 on European crowdfunding service provider for business, and amending Regulation (EU) 2017/1129 and Directive (EU) 2019/1937 (Text with EEA relevance), OJL347, 20 October 2020, p.1.) が、1条2項(a)において、2008年消費者信用指令3条(a)で定義される消費者であるプロジェクト・オーナーに提供されるクラウドファンディングサービスに適用されないと定めているため、これを補完するものとなっている(上記2021年指令提案考慮理由(16)参照)。

キャッシュレス決済に関わる主体が益々増えている状況下で、またオンラインでの取引が一般化し当事者間の信頼関係が薄れる中にあることは、消費者にとり信頼できる決済システムを法的側面からも構築する必要がある、そのためにも抗弁の対抗及び既払金返還請求権という民事的権利を消費者に認容するという方途もありうる⁶⁹⁾と考える。近時は、イノベーションにルールが追い付くことの困難さやイノベーションを阻害するリスクを根拠として、法規制が消極的に評価される傾向にある⁶⁹⁾が、その是非を含めた検討を深める必要があることは言うまでもない。本稿では課題の概観にとどまったが、今後、さらに検討を進めたい。

69) Society 5.0における新たなガバナンスモデル検討会「報告書（Ver.1）」（2020年7月13日）、同「報告書（Ver.2）」（2021年7月30日）及び本稿で引用した近時の各報告書からこの傾向を見てとることができる。